

お申込みにあたって(重要事項説明)(令和2年5月1日現在)

お客さまが株式会社いちき申木野電力(以下「当社」といいます。)に電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。)をお申し込みいただくにあたり、当社が小売する低圧電力の需給条件等の重要な内容について、ご理解いただきたい内容は以下の通りです。

1. 電気料金について

お客さまに適用される基本料金、電力量料金単価および料金の算出方法は、以下のプランおよび契約容量から選定頂きます。尚、契約電力は、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約電力が適用されます。

(1) 従量電灯 B

①しみん応援プラン

(消費税込み)

契約容量	基本料金	電力量料金(1kwhあたり)		
		120kwhまで	~300kwhまで	300kwh超
30A	846円00銭	17円35銭	22円40銭	24円73銭
40A	1,128円00銭			
50A	1,410円00銭			
60A	1,603円00銭			

②はぐくみ応援プラン

(消費税込み)

契約容量	基本料金	電力量料金(1kwhあたり)		
		120kwhまで	~300kwhまで	300kwh超
30A	0円00銭	17円35銭	22円40銭	24円73銭
40A	0円00銭			
50A	0円00銭			
60A	0円00銭			

③いきいき応援プラン

(消費税込み)

契約容量	基本料金	電力量料金(1kwhあたり)		
		120kwhまで	~300kwhまで	300kwh超
30A	846円00銭	17円35銭	22円40銭	24円73銭
40A	1,128円00銭			
50A	1,410円00銭			
60A	1,603円00銭			

- ・7、8、9月分(割引対象期間)の電力量料金を5%割引します。
- ・割引額の算定対象となる電力量料金には、燃料費調整額および消費税等相当額を含み、再エネ賦課金を除きます。
- ・敬老の日割引として、9月分の電気料金から500円を割引します。(当割引前の電気料金のご請求額が500円未満の場合は、割引前の電気料金のご請求額と同額を割引し、料金は0円とします。)
- ・満70歳以上の契約者を対象とします。
- ・割引対象期間の途中で本プランを契約された場合は、次月分より割引の対象とします。但し、次月分が割引対象期間を過ぎる場合は対象外とします。

(2) 従量電灯 C

おしごと応援プラン

(消費税込み)

契約単位	基本料金	電力量料金 (1 kwh あたり)		
		120kwh まで	～300kwh まで	300kwh 超
1 kVA	267 円 00 銭	17 円 27 銭	20 円 74 銭	23 円 42 銭

(3) 低圧電力プラン

(消費税込み)

契約単位	基本料金	電力量料金 (1 kwh あたり)	
		夏季	その他季
1 kW	1,012 円 00 銭	17 円 10 銭	15 円 42 銭

2. お申込み方法、ご契約の成立について

- (1)電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客さまよりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- (2)当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始予定日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

3. 需給契約期間および自動更新について

契約期間は電気の契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先だつ3か月前までに、お客さまから別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお、料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

4. 切替えのお手続きおよび計量器工事について

従前の小売電気事業者からの切替えのお手続きおよび計量器工事は、計量器の位置を変更しない場合は、お客さまの費用負担なしで実施されるものとします。

お客さまの要望で、位置や配線の変更を希望される場合は、お客様の費用負担となる場合がございます。

5. 従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- ① 過去電力使用量の照会不可
- ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生 (複数年契約などの場合)
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間の解除

6. 追加情報の提供について

当社加入の申込書 (電気需給契約) にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いする場合がございます。

7. 電気料金の算定期間の変更について

電気料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間になります。

8. 電力使用量および請求金額の通知について

お客さまには、当社より郵送にて、または当社が設置した WEB サイトに登録した電気データによりお客さまの閲覧により供することで、電力使用量および請求金額を通知致します。

尚、当社からの郵送物の発送日は、検針日から概ね第 10 営業日といたします。

9. 電気料金等のお支払について

(1) 電気料金のお支払は原則、口座振替といたします。なお、お客さまの都合で口座から引き落とせなかった場合は再振替をさせていただきます。毎月 6 日振替のお客様は 23 日再振替、毎月 23 日振替のお客様は翌月 6 日再振替になります。再振替の場合は遅延利息と再振替手数料 75 円が加算されます。再度引き落としが出来なかった場合は、再振替日から 15 日以内に振込をお願いいたします。振込がされない場合、契約解除の対象となります。

(2) 口座振替をされる場合、電気料金のうち基本料金から毎月 55 円（消費税込み）の割引をいたします。

(3) お客さまが支払い期日を経過してなお支払われない場合には、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、請求金額から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 14.6 パーセントの遅延利息をお客さまに申し受けます。

10. お客様が行う契約種別（契約プラン）の変更について

お客さまが、当社の契約種別の変更を希望される場合、変更申込み日から 10 営業日以降の検針日から変更をいたします。

尚、契約期間に関わらず、変更に伴う手数料は頂きません。

11. お客さまが行う契約の解除について

(1) お客さまが需給契約の自動更新を希望されない場合、満了日の属する 3 か月までに、当社に対して事前の解約のお申し出を頂く事で本契約を解除することができます。

(2) お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。

(3) 上記以外での契約解除の申し出の場合、解約手数料として、2,000 円（消費税別）を頂きます。また、(2)において引越し先が九州電力管内（九州電力が指定する離島を除く）の場合、事前の解約のお申し出がなかった場合は解約手数料を頂きます。

12. 当社が行う契約の解除について

当社は、次のいずれかに該当する場合には、解除の 30 日前までに通知し、本契約を解除することができます。

本契約の解除後は、お客様の手続き無く、九州電力との契約となります。

- ① 電気需給約款（低圧）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ② お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ③ 支払期日を経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
- ④ その他、お客さまが電気需給約款（低圧）の規定に違反した場合

13 個人情報の取扱いについて

当社は、「個人情報保護方針」に基づき、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を次のような目的で利用します。

- ① 当社サービスの受付・提供
 - ② 情報提供・お問い合わせ対応等のサポート
 - ③ 料金請求
 - ④ 当社、および当社サービスの販売を代理している事業者等からの当該事業者の商品・サービス・キャンペーンのご案内および当該事業者等に対するお客さまの個人情報の提供
 - ⑤ 電力広域的運営推進機関および九州電力に対する接続供給切替えの手続き
- なお、当社は、電力広域的運営推進機関、九州電力、他の小売電気事業者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

14. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について

当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給約款（低圧）及び料金単価を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日を検針票（請求書）および電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。新たな電気料金をご承諾いただけない場合、電気需給約款（低圧）の変更の通知受領後 30 日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、3.の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、電気需給約款（低圧）の変更をご承諾いただいたものとみなします。

15. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、以下までお問合せください。

事業者の名称	株式会社いちき串木野電力（登録番号 A0342）
事業者の本社住所	〒896-0026 鹿児島県いちき串木野市昭和通 111（いちき串木野市役所串木野庁舎向かい）
来場による お問い合わせ	上記本社住所と同じ（相談窓口がございます） ※受付時間：9:00～17:00（定休日：日・祝・夏季・年末年始）
電話による お問い合わせ	0996-33-6000 ※受付時間：9:00～17:00（定休日：日・祝・夏季・年末年始）
メールによる お問い合わせ	ホームページ：www.ik-epco.co.jp 問合せアドレス：info@ik-epco.co.jp